

平成27年度新城市補助金等一覧表

◎一般会計

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額（千円）	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
1	1	1	政務活動費交付金	新城市議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部を交付する。	新城市議会会派又は会派に属さない議員	調査研究に要する経費 ・研究研修費 ・研修費 ・広報費 ・広聴費 ・要請・陳情活動費 ・会議費 ・資料作成費 ・資料購入費	◇交付額 12,500円/月・人	有 (新城市議会政務活動費の交付に関する条例)	2,700	×	議事調査課
2	1	1	地域安全灯設置費補助金	公衆用道路等における犯罪の防止及び交通事故防止を図るために地域安全灯の整備促進を図り、地域の安全を確立するため。	行政区	地域安全灯の設置・更新に要する経費	◇補助率 設置費の1/2以内 ◇補助限度額 5万円以内/1基当たり ※地域自治区予算事業計画策定要綱に定める事業にあっては、25,000円を上限とし、上記補助残の1/2以内を上乗せする。	有 (新城市地域安全灯設置費補助金交付要綱)	20,725 9,877 【地域自治区予算分】	○	防災安全課 市民自治推進課
2	1	1	防犯カメラ設置事業補助金	地域における犯罪抑止を目的に防犯カメラの設置を促し、地域の安全・安心なまちづくりを推進し、住民の安全確保を図ることを目的とする。	行政区、地域防犯団体、PTA及び新城事業所防犯協会会員事業所等	街頭防犯カメラの設置に要する費用	◇補助率 設置費の1/2以内 ◇補助限度額 250千円以内/1台 ※地域自治区予算事業計画策定要綱に定める事業にあっては、125千円を上限とし、上記補助残の1/2以内を上乗せする。	有 (新城市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱)	500	○	防災安全課
2	1	1	財産区財産移管事業補助金	地域自治の確立及び推進並びに社会教育活動の充実や福祉の増進を図るため、契約・登記費用を交付する。	認可地縁団体	・財産区と認可地縁団体との間で締結する契約に要する経費 ・土地等の登記に要する経費、登録免許税及び不動産取得税	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市財産区財産移管事業補助金交付要綱)	500	○	市民自治推進課
2	1	1	国際交流協会事業補助金	国際交流協会の事務部門の安定を図る。 愛知万博フレンドシップ交流の理念を継承・発展させ、市民の国際交流を推進する。	新城市国際交流協会	国際交流協会の運営に要する経費 (専任職員人件費) 国際交流事業に要する経費 ・派遣、受入事業 ・国際理解・文化紹介事業 ・外国人生活支援事業	◇補助額 予算の範囲内	無	4,347	○	企画政策課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
2	1	1	市制施行10周年協賛事業補助金	合併からの10年間を振り返り、市と市民とが一丸となり市制施行10周年を祝うことを目的とした事業に対し補助金を交付することにより、今後の更なる一体感の醸成を図るため。	新城市内に在住、在学又は在勤する者が所属する団体。	新城市的市制施行10周年を記念して新たに行う事業で、次の①～③のいずれにも該当する事業。 ① 広く市民を対象として実施される事業。 ② 国、地方公共団体、公共的団体又は民間団体から他の制度による補助、助成又は委託を受けていない事業。 ※ 拡充事業については、事業の内容を拡充した部分に対して他の制度による補助、助成又は委託を受けていない事業。 ③ 平成27年5月1日から平成28年2月28日までに実施される事業。	300,000円/1件	有 (新城市市制施行10周年記念事業補助金交付要綱)	300	○	秘書広報課
2	1	5	市職員自主研究グループ支援交付金	新城市職員が市政に関する事項について自主的に調査研究を行うために結成した組織の活動を支援することにより、職員の自己啓発意欲の高揚と自ら学習する組織風土の醸成を図る。	新城市職員	①講師謝礼 ②研究会場使用料 ③印刷製本費 ④研究資料購入費 ⑤その他市長が調査研究活動に必要と認める経費	◇交付額 限度額5万円／1グループ	有 (新城市職員自主研究グループ支援要綱)	150	×	人事課
2	1	11	集落行政費等交付金	地域の活性化等を図る。	協定書を締結した関係団体	関係団体活動等に係る経費	◇交付額 300万円（1団体）	有 (新城市作手地区ゴルフ場開発関係団体交付金交付要綱)	3,000	×	企画政策課 作手総合支所地域振興課
2	1	11	サマカン事業補助金	作手高原のPRとイベントの育成、充実を図る。	サマカン実行委員会	サマカン開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	900	○	企画政策課 作手総合支所地域振興課
2	1	11	つくり祭り補助金	作手地区的産業振興と交流人口拡大による地域活性化を図る。	つくり祭り実行委員会	つくり祭り開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	3,900	○	作手総合支所地域整備課
2	1	11	めざせ明日のまちづくり事業補助金	市民活動団体の自立育成、市民活動の拡充を促進し、市民自治確立を図る。	住民組織 市民活動組織	自主的なまちづくり事業に要する経費	◇補助率・補助額 新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付要綱第6条による	有 (新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付要綱)	3,500	○	市民自治推進課
2	1	11	自治総合センターコミュニティ助成金	コミュニティ活動の促進と自治意識の高揚を図る。	コミュニティ組織、自治会、コミュニティ組織の連合体ほか	コミュニティ備品等の購入等に要する経費 (財団法人自治総合センター「コミュニティ助成事業実施要綱」に規定された事業)	◇助成額 財団法人自治総合センター「コミュニティ助成事業実施要綱」に規定された額	無	2,500	○	市民自治推進課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
2	1	11	地域集会施設整備費補助金	自治活動及びコミュニティ活動活性化を図るための拠点を整備する。	行政区又は行政区を同一の区域である自治会	行政区又は、行政区と同一の区域である自治会が事業主体となる地域集会施設の新築、増築、改築又は改修に要する経費 補助対象は集会施設本体の工事費のみとする	◇補助率 均等割+世帯数又は建設工事費の1/3のいずれか少ない額 ◇補助額 1500万円以内 ◇備考 均等割：200万円 世帯割：1世帯当たり10万円	有 (地域集会施設整備費補助金交付要領)	22,000	○	市民自治推進課
2	1	12	バス路線維持費補助金	乗合バス路線の維持と児童生徒及び地域住民の移動手段を確保する。	バス運行事業者	豊鉄バス路線維持に要する経費 ・本長篠海老線 ・千郷小臨時便 ・広域基幹バス維持費 (新豊線、田口新城線)	◇補助額 運行経費の欠損額を補助 ・欠損額（補助額）=経常経費-経常収益 ・乗車密度5未満カット額の半額 ・11/20嵩上げ	無	24,387	○	行政課
2	1	14	交通安全対策事業補助金	交通安全対策を推進し、地域の交通安全意識の高揚と交通環境の整備を図ることを目的とする。	交通安全推進団体 14団体及び幼児交通安全連絡協議会	交通安全活動に要する経費	◇補助額 2万5千円/1団体当たり	有 (新城市交通安全対策事業補助金交付要領)	375	○	防災安全課 総合支所 地域振興課
2	1	15	地域集会施設移管事業補助金	行政区等が市から集会施設等を譲り受け、地域自治の確立及び推進並びに社会教育活動の充実や福祉の増進を図るため。	行政区 地縁団体	契約の締結に要する経費・登記に要する経費及び登録免許税	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市地域集会施設移管事業補助金交付要綱)	4,000	○	財政課
2	1	15	行政費交付金	行政区活動に関して交付する。	行政区	行政区活動に要する経費	◇交付額 平等割+世帯割 ・平等割 300世帯以上 70,000円 100~299世帯 60,000円 30~99世帯 50,000円 10~29世帯 30,000円 9世帯以下 15,000円 ・世帯割 30世帯以上 750円×世帯数 29世帯以下 なし	無	19,500	×	市民自治推進課
2	1	16	新城地域自治区地域人材育成事業交付金	地域で活躍できる人材の育成事業に係る費用の負担軽減により、多くの人材確保を図る	新城地域自治区に属する行政区	・受講料及び研修会等参加費、 ・交通旅費及び宿泊費 ・その他市長が認める経費	◇交付額 交付対象経費の9/10以内	有 (新城市新城地域自治区地域人材育成事業交付金交付要綱)	270	○	新城自治振興事務所
2	1	16	千郷地域自治区児童遊園整備費補助金	児童に健全な遊び場を与え、地域活動を育成助長する拠点整備に係る経費の負担軽減を図る	千郷地域自治区に属する行政区	行政区又は、行政区と同一の区域である自治会が所有する児童遊園の整備に要する経費	◇補助率 補助対象経費の6/10以内	有 (千郷地域自治区児童遊園整備費補助金交付要綱)	821	○	千郷自治振興事務所

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
2	1	16	鳳来東部地域自治活動備品整備事業補助金	自治区活動の活発化と、基礎的コミュニティとしての自治区の育成を図る。	備品整備を行う団体	備品購入に掛かる費用	◇補助率 購入に掛かる経費の9/10以内	有 (新城市鳳来東部地域自治活動備品整備事業補助金交付要綱)	1,957	○	市民自治推進課
2	1	16	鳳来北西部地域自治活動備品整備事業補助金	自治区活動の活発化と、基礎的コミュニティとしての自治区の育成を図る。	備品整備を行う団体	備品購入に掛かる費用	◇補助率 購入に掛かる経費の9/10以内	有 (新城市鳳来北西部地域自治活動備品整備事業補助金交付要綱)	970	○	市民自治推進課
2	1	16	地区敬老会記念品購入事業交付金	地区で開催される敬老会において、記念品贈呈に係る経費について支援する。	鳳来北西部地域自治区内の地区敬老会開催団体（社会福祉協議会経由）	地区敬老会実施時に贈呈される記念品に要する経費	◇補助対象者 80歳以上の者 ◇補助額 1人当たり1,000円以内	無	641	○	福祉課
2	1	16	地域活動交付金	地域自治区内における課題解決や地域の活性化のために市民が主体的に取り組む活動を支援する。	各地域自治区地域活動交付金募集要項に定める団体	各地域自治区内の社会的、広域的課題や従来から地域が抱える課題に対して、地域が自発的に解決に取り組む事業	各地域自治区地域活動交付金募集要項による。	有 (新城市地域活動交付金要綱、各地域自治区地域活動交付金募集要項)	30,000 477 【地域自治区予算分】	×	市民自治推進課
2	1	16	新城市立小学校閉校記念事業交付金	市内小学校の閉校記念事業を実施する団体に対して支援する。	閉校する学校の校区に住所を有する者が主体となって組織する団体。ただし、一の小学校につき一の団体に限るものとする。	閉校記念事業に要する経費	◇補助額 地域自治区予算事業計画で認められた予算の範囲内	有 (新城市立小学校閉校記念事業交付金交付要綱)	900	○	教育総務課
2	1	18	新城市空き家改修事業補助金 (平成26年度補正予算繰越明許費設定事業)	空き家の有効活用による本市への定住促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。	新城市空き家情報登録制度に登録され、売買契約又は賃貸借契約が成立した空き家について市内業者が施工する改修等 ①住宅の増改築 ②台所、浴室、便所、洗面所等の改修等 ③給排水、電気、ガス、設備等の改修等 ④内装、屋根、外壁等の改修等 ⑤バリアフリー化のための改修等 ⑥その他市長が必要と認める改修等	新城市空き家情報登録制度に登録され、売買契約又は賃貸借契約が成立した空き家について市内業者が施工する改修等 ①住宅の増改築 ②台所、浴室、便所、洗面所等の改修等 ③給排水、電気、ガス、設備等の改修等 ④内装、屋根、外壁等の改修等 ⑤バリアフリー化のための改修等 ⑥その他市長が必要と認める改修等	事業費の2分の1を乗じて得た額（1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） とし、30万円を限度とする。 また、対象住宅が店舗併用住宅である場合は、補助対象事業費を居住部分の面積であん分して得た額を補助対象事業費とする。 ただし、国、県又は本市の他の制度による補助金を受けている場合は、当該補助金の対象経費を補助対象事業費から控除する。	有 (新城市空き家改修事業補助金交付要綱)	1,500	○	企画政策課

予算科目		補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課	
款	項										
2	1	18	子育て応援券 (平成26年度補正予算繰越明許費設定事業)	子育て世帯への経済的支援及び地域の消費拡大、地域経済の活性化を図る。	平成27年4月1日現在で、市内に住所を有する中学生以下の児童を養育する者	中学生以下の児童（平成12年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた児童）を養育する子育て世帯に対して、市内の取扱店で使用できる商品券（「子育て応援券」）を交付	◇補助額（額面） ・対象児童 1人につき 5,000円 ※未就学児童のうち、在宅で育児する児童（こども園等を使用しない児童）は、1人につき5,000円を加算	有 (新城市子育て応援券事業実施要綱)	31,500	○	こども未来課
2	1	18	新城市観光プロモーション事業補助金 (平成26年度補正予算繰越明許費設定事業)	新東名高速道路の開通を契機に本市への観光客の誘客の拡大を図るために活動を支援する。	新城市観光協会	新東名高速道路を利用して本市を訪れる観光客を拡大するための活動に係る経費	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市観光プロモーション事業補助金交付要綱)	3,900	○	観光課
2	1	18	プレミアム付商品券事業補助金 (平成26年度補正予算繰越明許費設定事業)	国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地域消費喚起・生活支援型事業の一つとして、地域経済と商業の活性化、地域の消費喚起等を図る。	新城市商工会	プレミアム付きお買物券の発売にかかるプレミアム相当額の経費及び事務経費	利用後に換金されたお買物券の額面の金額の1/2分の2に相当する額及び事務経費	有 (新城市プレミアム付きお買物券発行事業補助金交付要領)	31,000	○	商工・立地課
2	1	18	創業支援補助事業補助金 (平成26年度補正予算繰越明許費設定事業)	国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地方創生先行型事業の一つとして、新たな起業と雇用の創出を支援し、産業の活性化に資すること。	市内に住所を有すること（創業に伴い住所を移転する場合を含む。）。平成28年3月31日までに創業すること等	市内に主たる事業所を置き、事業を開始するものであること。大型店舗及びその入居者として営む事業でないこと。大企業のフランチャイズ・チェーンに加盟して営む事業でないこと。	補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度	有 (新城市創業支援補助事業補助金交付要領)	6,000	○	商工・立地課
2	1	18	若者合宿補助金 (平成26年度補正予算繰越明許費設定事業)	新城市内で合宿する若者の活動を促進する。	若者活動団体	合宿に要する経費の一部	◇補助額 予算の範囲内	無	300	○	市民自治推進課
2	1	18	若者チャレンジ補助金 (平成26年度補正予算繰越明許費設定事業)	若者がまちづくりに取り組みやすい環境を整え、若者の活動を促進する。	若者活動団体	自主的なまちづくり事業に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	1,000	○	市民自治推進課
2	3	1	個人番号カード関連事務費交付金	通知カード、個人番号カードに関連する事務の委任に係る経費を交付する。	地方公共団体情報システム機構	通知カード、個人番号カードに関連する事務に要する経費	◇交付額 地方公共団体情報システム機構に事務を委任するためにかかる額	無	25,446	○	市民課
2	3	1	人権擁護委員協議会補助金	人権思想の普及高揚を図り、人権侵害の無い社会実現のための活動を支援する。	人権擁護委員協議会	人権擁護委員協議会運営・人権擁護活動に要する経費	◇補助額 人口割 県連 39,200円 協議会 24,000円 委員割 5,000円×12人	無	124	○	市民課
3	1	1	民生委員児童委員協議会補助金	福祉事務所等関係行政機関との綿密な連携により社会福祉の増進を図る。	新城市民生委員児童委員協議会	新城市民生委員児童委員協議会の活動に要する経費	◇補助額 ・協議会 121人 1人当たり10,000円	無	1,210	○	福祉課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額（千円）	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
3	1	1	法人運営人件費補助金	社会福祉事業の健全運営と組織的活動の促進、地域福祉活動の推進を支援する。	新城市社会福祉協議会	社会福祉協議会職員人件費	◇補助率・補助額予算の範囲内	無	46,799	○	福祉課
3	1	1	福祉活動団体補助金	市内の福祉関係団体の健全な育成及び通年にわたる活動を支援する。	福祉関係 7 団体 (保護司会、更生保護女性会、遺族会、社明運動実施委員会、身体障害者福祉協会、母子寡婦福祉会、手をつなぐ育成会)	福祉関係団体の各種活動に要する経費（食糧費を除く）	◇補助率・補助額予算の範囲内	無	2,408	○	福祉課
3	1	3	成年後見支援センター補助金	成年後見支援センターの健全な運営と制度の促進を図るために、業務にあたる職員人件費について支援する。	新城市社会福祉協議会	成年後見支援センター職員人件費	◇補助率・補助額予算の範囲内	無	6,583	○	福祉課
3	1	3	共同生活援助事業費補助金	共同生活援助を実施する事業所の経営の安定化及びその参入促進を図る。	共同生活援助を実施する事業所	障害者自立支援法に定める共同生活援助サービスに要する人件費相当経費	◇補助額 ・障害支援区分 2～6 1人1日につき2,290円 ・障害支援区1以下 1人1日につき1,295円	有 (新城市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱)	10,431	○	福祉課
3	1	3	重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金	重症心身障害児・者を受け入れる医療機関以外の短期入所事業所に対して補助することにより、本人並びに家族の居宅生活を支援する。	愛知県から予め指定を受けた医療機関以外の短期入所事業所	医療機関以外の短期入所事業所が重症心身障害児・者を受け入れるために要する経費	◇補助額 対象者が短期入所サービスを利用するにあたり、1人1日4,000円	有 (新城市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要領)	336	○	福祉課
3	1	5	臨時福祉給付金給付事業費補助金	平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたため、所得の低い方々への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時の措置として、臨時福祉給付金を支給します。	平成27年1月1日現在、住民基本台帳に記録されている者で平成27年度市民税（均等割）が非課税である者。ただし、市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除きます。	消費税率引き上げによる所得の低い方々への負担を軽減するための経費	◇補助額 1人当たり6,000円	無	54,000	○	福祉課
3	2	1	社会福祉法人介護サービス利用者負担軽減措置助成事業	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者に利用者負担の軽減を行うことを支援する。	社会福祉法人格を有する介護サービス事業者	社会福祉法人等(サービス事業者)が低所得利用者の利用者負担を軽減するために要する経費	◇補助率・補助額 新城市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要領による補助率・補助額	有 (新城市社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要領)	130	○	介護保険課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
3	2	1	高齢者能力活用推進事業補助金	高齢者の能力活用と就業に関する事業を推進する。	社団法人新城市シルバー人材センター	高齢者の能力活用と就業に関する事業に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	有 (シルバー人材センター高齢者能力活用推進事業補助金交付要綱)	30,475	○	福祉課
3	2	1	地区敬老会援助事業補助金	長寿の祝い及び地域での交流を促進する。	地区敬老会開催団体 (社会福祉協議会経由)	地区敬老会実施に要する経費	◇補助対象者 80歳以上の者 ◇補助額 1人当たり500円	無	2,847	○	福祉課
3	2	1	耐震改修時バリアフリー化事業補助金	高齢者等のくらしの安全を確保する。	木造住宅耐震化促進事業補助金を受けて耐震改修工事を行い、合わせてバリアフリー化工事を行い、高齢者等が同居する世帯に属する者	バリアフリー化事業に要する費用	バリアフリー化事業に要する費用の1/2 上限20万円	有 (新城市耐震改修時バリアフリー化事業補助金)	400	○	福祉課
3	3	1	母子愛着推進事業助成金	在宅育児支援の充実を図るため、初産の母親に対し、授乳指導と育児相談を行うことで、母子愛着形成の推進及び育児不安の軽減を図る。	市内助産所	授乳指導、育児相談に要する経費	◇補助対象者 市内に住所を有する初産の母親（原則として自ら出産した生後6か月以内の乳児を初めて育てる母親） ◇補助限度額 1人1回に限り3,000円	有 (新城市母子愛着推進事業実施要綱)	360	○	こども未来課
3	3	12	子育て世帯臨時特例給付金	消費税率の引き上げの影響を踏まえ、特に配慮が必要と考えられる低所得の子育て世帯に対して、手厚い措置を講ずる。	平成27年5月31日現在市内に住所を有する者で、平成27年度6月分児童手当受給者（所得制限以上の者を除く）	子育て世帯臨時特例給付金の給付	◇補助額 児童手当対象児童 1人につき3,000円	有 (新城市子育て世帯臨時特例給付金給付事業実施要綱)	17,700	○	こども未来課
4	1	1	在宅当番医制運営（業務形態別）事業費補助金	夜間及び休日における医療確保を図る。	新城医師会	夜間及び休日昼間の在宅当番実施に要する経費	◇補助額 ・夜間 11,710円/日（基準額）× 実施日数 ・休日昼間 23,420円/日（基準額）× 実施日数	有 (医師及び看護師等の報酬単価及び報酬加算単価等に関する要綱)	1,640	○	地域医療支援室
4	1	1	在宅当番医制事務事業費補助金	夜間及び休日の診療を行う在宅当番医の当番日数の調整等を支援する。	新城医師会	在宅当番医制を運営するための事務費に要する経費	◇補助額 63,960円/年（基準額）× 医師数	有 (医師及び看護師等の報酬単価及び報酬加算単価等に関する要綱)	512	○	地域医療支援室

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
4	1	1	病院群輪番制病院運営費補助金	一次医療機関で対応できない患者の収容及び治療を行う。	新城市民病院 東栄病院	病院群輪番制病院運営事業に要する経費	◇補助額 71,040円/日（基準額）× 実施日数	有 (病院群輪番制病院運営費補助金交付要綱)	31,116	○	地域医療支援室
4	1	2	がん検診交付金	がん検診推進事業で、一定の年齢の女性に乳がん又は子宮がん検診の、一定の年齢の男女に大腸がんの、それぞれ無料クーポン券と検診手帳を送付し、受診促進とがんの早期発見を図る。	がん検診推進事業対象者で、無料クーポン券発送前に、市が行う乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診した者	市が行う乳がん検診（集団・個別）、子宮がん検診（集団・個別）、大腸がん検診（集団）の自己負担金	◇助成額 市が行う乳がん検診（集団・個別）、子宮がん検診（集団・個別）、大腸がん検診（集団）の自己負担金	有 (新城市女性特有のがん検診実施要綱) (新城市がん検診交付金交付要綱)	14	○	健康課
4	1	4	一般不妊治療助成金	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら、子どもができるない夫婦に対して、一般不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担軽減を図り、少子化対策の充実を図る。	市内に住所を有し、戸籍上の夫婦で、不妊症と診断され、一般不妊治療を受けた者	一般不妊治療（体外受精、顕微受精を除く、不妊検査、不妊治療）に要する費用	◇助成率 一般不妊治療に要した自己負担額の1/2以内 ◇助成限度額 7万円	有 (新城市一般不妊治療費助成事業実施要綱)	1,400	○	健康課
4	1	4	県外等個別妊産婦健康診査助成金	県外の医療機関で妊産婦乳児健康診査を実施する者の利便を図る。	市内に住所を有する者で、県外の医療機関で妊産婦乳児健康診査を実施した者	妊婦健康診査に要する経費 ・1回目健康診査～14回目健康診査 産婦健康診査に要する経費 1回乳児健康診査に要する経費 ・乳児1回目健康診査	◇助成額 県内医療機関と締結する妊産婦乳児健康診査委託料を上限とする	有 (新城市県外医療機関個別妊産婦乳児健康診査費助成金要綱)	1,086	○	健康課
4	1	5	予防接種助成金（市外医療機関受診）	定期の予防接種事業で、B C G 予防接種の個別医療機関接種、市外の市町村や医療機関で接種を希望する者が、疾病や里帰り出産等の理由により、実施医療機関の範囲で接種できない場合に、個別に合わせて接種を実施する。	新城市に住所を有する者で、疾病等のため、かかりつけ医の継続的治療又は指導を受けている者又は保護者が里帰り出産等のため、市外で定期接種を希望する者（愛知県広域予防接種事業の対象となる者は除く。）	個別予防接種に要した費用	◇助成額 新城市と新城市内の医療機関が定期予防接種委託契約により締結した金額を上限とする。	有 (新城市個別・市外定期予防接種実施要領)	200	○	健康課
4	1	5	予防接種助成金（高齢者肺炎球菌対象者・高齢者インフルエンザ対象者）	事情によりB類の定期予防接種を本市の委託医療機関以外の医療機関で受ける者に対し、予防接種に要する費用の一部を助成する。	高齢者肺炎球菌予防接種若しくは高齢者インフルエンザ予防接種の対象者で、掛かりつけ医療機関が委託外医療機関である者、市外の施設に入所している者などが接種を希望する場合。	高齢者肺炎球菌予防接種又は高齢者インフルエンザ予防接種に要した費用	◇助成金 予防接種に要した費用から自己負担金を差し引いた額	有 (予防接種助成金交付要綱)	867	○	健康課

予算科目		補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項									
4	1	5	予防接種事故対策費交付金	予防接種法に基づいて市が行う予防接種を受けたことにより健康被害を被った方への給付及び調査委員会が行う調査事業に必要な経費の補填を行う。	市内に住所を有する者で、予防接種法で定める定期の予防接種又は臨時の予防接種で疾病、障害の状態となつた者又は死亡した者	予防接種の健康被害に係る給付及び調査事業の実施に要する経費	◇交付額 予防接種法施行令の規定による法定受託事務	無	2,834	× 健康課
4	1	5	予防接種健康被害者対策給付金	予防接種法に基づいて市が行う予防接種を受けたことにより健康被害を被った方への給付を行う。	市内に住所を有する者で、予防接種法で定める定期の予防接種又は臨時の予防接種で疾病、障害の状態となつた者又は死亡した者	予防接種により健康被害を受けた方への見舞金としての費用	◇給付額 年間の見舞金支給額と10,000円を比較して少ない方の額から5,000円を差し引いた額	有 (新城市予防接種健康被害者対策給付金支給要綱)	5	○ 健康課
4	1	9	合併処理浄化槽設置費補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る。	公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業採択区域、地域下水道処理区域を除く全市域で単独浄化槽及び汲み取りから合併処理浄化槽へ転換しようとする者	10人槽以下の合併処理浄化槽の設置に要する費用	◇補助額 ・ 5人槽 332千円 ・ 7人槽 414千円 ・ 10人槽 548千円	有 (新城市浄化槽設置事業補助金交付要綱)	21,972	○ 下水道課総合支所地域整備課
4	1	9	住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金	地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより環境保全に対する意識の高揚を図る。	自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に新規にシステムを設置する者で、かつ、市税を完納している者	住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム及び住宅用燃料電池コーディネーションシステムの設置に要する費用	【太陽光】 補助額：12千円に太陽電池の最大出力を乗じた額 補助限度額：48千円	有 (新城市住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金交付要綱、要領)	3,840	○ 地域エネルギー推進課
							【太陽熱】 補助額：10千円に集熱部・集熱器総面積を乗じた額 補助限度額：50千円		1,200	○ 地域エネルギー推進課
							【燃料電池コーディネーション】 補助額：1基当たり50千円		250	○ 地域エネルギー推進課
4	1	9	家庭用次世代自動車導入促進費補助金	地球温暖化防止対策の一環として、運輸部門における二酸化炭素の排出を抑え、市民の環境に対する意識の高揚を図る。	1年以上市内に在住し、かつ、市税を完納している者	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の購入に要する費用	補助額：1台当たり70千円	有 (新城市家庭用次世代自動車導入促進費補助金交付要綱、要領)	700	○ 地域エネルギー推進課
4	1	9	地域集会施設用太陽光発電システム等導入促進費補助金	地球温暖化防止及び地域での非常用電源を確保することによる防災力の向上を図る。	行政区	地域集会施設への太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池の設置に要する費用	【太陽光】 補助額：100千円に太陽電池の最大出力を乗じた額 補助限度額：400千円	有 (新城市地域集会施設用太陽光発電システム等導入促進費補助金交付要綱、要領)	1,600	○ 地域エネルギー推進課

予算科目		補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項									
						【定置用リチウムイオン蓄電池】 補助額：機器費×1/3 補助限度額：500千円 太陽光が設置できない施設のみ		1,000		
4	1	9	耐震改修時省エネ改修補助金	耐震改修の促進と住宅から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減を図る。	耐震改修補助金の交付を受けようとする（受けた）者	省エネ改修に要する経費	補助率：補助対象経費の1/2以内 補助限度額：200千円	有 (新城市耐震改修時省エネ改修補助金交付要綱)	3,000	○ 地域エネルギー推進課
4	2	1	生ごみ処理器等設置費補助金	ごみ減量化対策の一環として、家庭で生じる生ごみの自家処理を促進する。	市内居住者で、市内の業者から購入する者の	生ごみ処理器及び電気生ごみ処理機の購入に要する費用 ①生ごみ処理器(100台以上のも) 1世帯2基まで ②電気生ごみ処理機 1世帯1台 ③買い替え対象 (生ごみ処理器は5年以上、電気生ごみ処理機は7年以上設置から経過し、使用不能と認められるもの)	①生ごみ処理器 ◇補助率 購入額の1/2以内 ◇補助限度額 2千円 ②電気生ごみ処理機 ◇補助率 購入額の1/4以内 ◇補助限度額 1万5千円	有 (新城市生ごみ処理器等設置費補助金交付要綱)	141	○ 環境課
6	1	2	食育推進活動補助金	地産地消、食育推進の活動を支援する。	市内居住者で、地産地消・食育推進の活動を実施するもの	地産地消・食育推進活動に係る経費	◇補助額 1団体当たり上限5万円	有 (地産地消・食育推進活動支援補助金交付要綱)	150	○ 農業課
6	1	2	農業新経営者育成事業補助金	農業経営者等の活動に対し支援する。	農業経営士、青年農業士、4Hクラブ	農業新経営者育成事業の実施に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	190	○ 農業課
6	1	2	生活改善普及事業補助金	よりよい農山村と農家生活を築くために男女がともに参画した地域づくりを図る。	農村輝きネット・しんしろ	生活改善普及事業の実施に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	100	○ 農業課
6	1	3	就農支援資金償還成金	就農に必要な技術取得等を支援する。	就農支援資金を借り入れた者	就農支援資金の償還に係る経費	◇補助率 償還金の2/3以内 (内訳 県 1/3以内 市 1/3以内)	無	2,342	○ 農業課
6	1	3	農業近代化資金利子補給事業補助金	農業を担う意欲及び能力のある農業者に対し、農業近代化資金の利子補給を行い、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。	農業近代化資金を借り入れた者	農業近代化資金の償還に係る経費	◇補助額 利子償還額のうち借入利子1.00%に相当する額 期間：借入時から3年間	有 (新城市農業近代化資金利子補給補助金交付要綱)	51	○ 農業課
6	1	3	農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	農業を担う意欲及び能力のある農業者に対し、農業経営基盤強化資金の利子補給を行い、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。	農業経営基盤強化資金を借り入れた者	農業経営基盤強化資金の償還に係る経費	◇補助額 利子償還額のうち新城市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱に定める額	有 (新城市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱)	719	○ 農業課

予算科目		補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項									
6	1	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域について、耕作放棄地の発生を防止し農業生産の維持を図りつつ、多面的機能の保持をする。	直接支払制度に係る集落協定参加者	中山間地域の農地耕作等に要する経費	◇交付額 10a当たり交付金単価 ・田 (緩傾斜地) 8,000円 (急傾斜地) 21,000円 ・畑 (緩傾斜地) 3,500円 (急傾斜地) 11,500円	無	86,813	○	農業課
6	1	有害鳥獣防除事業補助金	野生鳥獣から農林産物への被害を減少させる。	市内に住所を有する者で、かつ、市内に資材を設置する者	有害鳥獣防除資材の購入に掛かる費用 ・電気柵等 (同一年度内は、1人につき1申請とする。)	◇補助率 事業費の1/2以内 ◇補助限度額 35,000円／人 ◇補助額 予算の範囲内	無	3,239	○	鳥獣害対策室
6	1	農林業公社助成金	農林業公社の事業を支援する。	財団法人農林業公社しんしろ	農林業公社の事業に係る経費	◇補助額 予算の範囲内	無	5,659	○	農業課
6	1	山間地営農等振興事業補助金	農業用近代化施設等の整備を支援することにより農業振興を図る。	愛知東農業協同組合 農事組合法人 農業者の組織する団体	山間地営農等振興事業の実施に係る経費	◇補助率 事業費の1/2以内 ただし、家畜ふん尿処理施設については3/5以内	無	10,168	○	農業課
6	1	農業用資材再生利用推進事業補助金	国が示す安全で安心な農産物の安定供給をし、環境に配慮した農業を目指す為にも農業資材も再生利用できるよう推進する。	市内に住所を有する農産物生産者	農業用資材の再生利用に要する経費	◇補助率 事業費の1/3以内 ◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市農業用資材再生利用推進事業補助金交付要領)	1,000	○	農業課
6	1	青年就農給付金	新規就農5年未満であり、45歳未満の農業経営者の安定した経営が図られるように支援する	市内で農業経営を実施している者	農業経営の安定が図れるまでの経費	◇補助額 定額 一農業者当たり 年間150万円以内	有 (新城市青年就農給付金(経営開始型)交付要綱)	7,500	○	農業課
6	1	経営体育成支援事業補助金	多様な経営体の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入を支援する。	新規就農者、認定農業者、集落営農組織、農業者の組織する団体、農業協同組合等	農業機械・施設導入に要する経費	◇補助率 経営体育成支援事業実施要綱による補助率	有 (新城市経営体育成支援事業補助金交付要綱)	7,510	○	農業課
6	1	水田農業経営所得安定対策推進費補助金	事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を支援する。	新城市地域農業再生協議会	申請書類、確認事務等に必要な事務費に要する経費	◇補助額 定額	無	3,428	○	農業課
6	1	農地環境保全整備補助金	千枚田保存会の活動を支援する。	鞍掛山麓千枚田保存会	千枚田保存会の活動に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	461	○	農業課
6	1	環境保全型農業直接支払交付金	環境に配慮した農業に取組む農業者を支援する。	市内で農業経営を実施している者	環境保全型農業を営む経費	◇補助額 定額 8,000円／10a そば等雑穀・飼料作物 定額 3,000円／10a	有 (新城市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱)	2,168	○	農業課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
6	1	3	奨励農産物経営安定対策補助金	奨励農産物の経営を安定させるため、生産に要する経費の一部に対し助成する。	市内の農業者	奨励農産物の生産のための種苗等の購入に要する経費	◇補助率 予算の範囲内	有 (新城市奨励農産物経営安定対策補助金交付要綱)	977	○	農業課
6	1	3	棚田サミット10周年記念シンポジウム補助金	棚田サミット10周年記念シンポジウムの実施により地域の活性化を図る。	鞍掛山麓千枚田保存会	棚田サミット10周年記念シンポジウムの開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	493	○	農業課 (鳳来地域整備課)
6	1	4	新城市つくで手作り村備品購入事業補助金	新城市つくで手作り村の運営を円滑に行うため。	新城市つくで手作り村に係る指定管理者	新城市つくで手作り村における指定管理者による管理運営に係る基本協定書第23条第3項又は第24条に該当する備品等の購入又は調達に係る経費	◇補助率 対象経費の1/2以内	有 (新城市つくで手作り村備品購入事業補助金交付要綱)	1,161	○	作手総合支所地域整備課
6	1	5	全日本ホルスタイン共進会出品費補助金	乳牛の改良と資質向上を目的として開催される全日本ホルスタイン共進会への出品を支援する。	愛知東農業協同組合酪農部会	全日本ホルスタイン共進会への出品等に要する経費	◇出品牛1頭当たり 100,000円以内	有 (全日本ホルスタイン共進会出品費補助金交付要領)	159	○	農業課
6	1	5	乳用雌牛・肉用繁殖牛導入事業補助金	優良牛の導入及び優良牛の市内保留により経営基盤の安定と産地化を図る。	繁殖和牛生産農家・酪農家、愛知東農業協同組合	乳用雌牛、肉用繁殖牛の導入又は市内保留に係る経費	◇補助額 50,000円以内/頭	有 (新城市乳用雌牛・肉用繁殖牛導入事業補助金交付要綱)	4,700	○	農業課
6	1	5	牛ワクチン接種補助金	感染性疾病に感染するリスクを抑え、畜産経営の安定と防疫の徹底を図ることを目的とする。	新城市牛防疫対策協議会	市内在住の牛飼養農家が飼育する牛へのワクチン接種に補助する	五種混合ワクチン 125円以内 異常産三種混合ワクチン 91円以内	無	231	○	農業課
6	1	5	凍結受精卵活用推進事業補助金	和牛繁殖経営における繁殖用雌牛の更新と優良和牛の生産及び新城家畜市場の活性化を図る。	市内畜産農家	愛知東和牛改良組合が指定した和牛凍結受精卵の購入に要する経費	凍結受精卵 20,000円以内／一卵	有 (新城市凍結受精卵活用推進事業補助金交付要綱)	500	○	農業課
6	1	5	受精卵借腹生産推進事業補助金	乳牛の借腹による和牛子牛生産の推進と、新城家畜市場の活性化を図る。	市内畜産農家	乳牛への和牛受精卵の移植に要する経費	凍結受精卵移植技術料 6,000円以内／一移植	有 (新城市受精卵借腹推進事業補助金交付要綱)	252	○	農業課
6	2	1	県営農地環境整備事業補助金	農業経営基盤の整備を行い、農業生産性の向上を図る。	作手村土地改良区	土地改良事業の実施に要する経費	◇補助率 生産区域 1/10 排水施設 1.5/10 保全管理 1.5/10	無	22,300	○	農業課
6	2	1	市土地改良区補助金	土地改良区の適正な運営を図る。	新城市土地改良区	土地改良区の運営に関する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	2,000	○	農業課

予算科目		補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課	
款	項										
6	2	1	多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために活動組織等が行う活動を支援する。	農振農用地区域内農用地（田、畑）の交付対象地において、農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織	活動組織等が行う活動に要する経費 ①農地維持支払交付金 ②資源向上支払交付金（共同活動） ③資源向上支払交付金（長寿命化活動）	◇交付単価 ①農地維持支払交付金 ア 基本単価 田 3,000円/10a以内 畑 2,000円/10a以内 ②資源向上支払交付金（資源向上共同活動） ア 基本単価 田 2,400円/10a以内 畑 1,440円/10a以内 イ 繼続地区等単価 ※5年以上継続地区又は資源向上活動（長寿命化）対象農地地区 ア 基本単価に0.75を乗じた額 ウ 多面的機能の増進を※取り組まない地区単価 ア、イ交付単価に5/6を乗じた額 ③資源向上支払交付金（資源向上長寿命化活動） ア 基本単価 田 4,400円/10a以内 畑 2,000円/10a以内 ◇交付対象面積単位 ha未満切捨て	有 (新城市多面的機能支払交付金交付要綱)	49,749	○	農業課
6	3	2	木の駅プロジェクト推進費補助金	間伐材の利用事業に対し林業經營者の費用負担を軽減することにより、間伐材利用の促進と森林の保全を図ることを目的とする。	秋葉道・木の駅プロジェクト実行委員会	間伐材を土場へ搬出するために要する経費	◇補助対象事業費 6,000円/t当り (間伐材を土場へ搬出するための経費) ◇補助率 補助対象事業費の1/2以内	有 (新城市間伐材利用事業補助金)	300	○	森林課
6	3	2	水源林対策事業補助金	造林、下刈等による森林整備により、水源林の保全を図る。	新城森林組合	水源林対策事業（造林・獣害対策・下刈・枝払い・除伐・間伐・作業路等）に要する経費	◇補助率 造林 2/10以内 獣害対策 8/10以内 下刈 5/10以内 枝払い 2/10以内 除伐 6/10以内 間伐 4/10~6/10以内 作業路 9.5/10以内	有 ((財)豊川水源基金水源林地域対策事業業務方法書、同基金事業助成金交付要領)	20,129	○	森林課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
6	3	2	水源林保全流域協働事業補助金	水源涵養林の間伐促進及び間伐材の利用促進を図るとともに、長期協定を結んだ森林でモデル的な針広混交林を育成する。	新城森林組合	間伐の実施及び間伐材搬出に要する経費。 針広混交林を育成するための森林整備に要する経費。	◇補助率 特別強化間伐事業 2/10～4/10以内 高齢級間伐事業 8/10以内 間伐材搬出事業 8/10以内 森林整備協定事業 10/10	有 ((財)豊川水源基金水源林保全流域協働事業業務方法書、同基金事業助成金交付要領)	31,651	○	森林課
6	3	2	森林整備地域活動支援事業交付金	森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業を支援し、森林の有する多面的機能を保持する。	林業事業体	森林整備地域活動支援交付金事業 (森林経営計画作成促進・施業集約化の促進・作業路網の改良活動)に要する経費	◇交付額 経営計画作成促進 積算基礎森林面積 ×8千円～54千円/ha	有 (愛知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱、森林整備地域活動支援交付金実施要領)	6,808	○	森林課
6	3	2	五葉の森協議会交付金	レクリエーション活動の場として整備された「五葉の森」を保全する。	五葉の森協議会	維持管理に要する経費	◇交付額 1人当たり1,000円以内	無	180	○	森林課
6	3	2	人材育成事業補助金	水源林の保全のために必要な間伐などを実施する人材の育成を図る。	新城森林組合	人材育成に要する経費	◇補助額 人材育成に要する経費 ◇補助限度額 1人当たり2,900千円以内	有 ((財)豊川水源基金水源林保全流域協働事業業務方法書、事業助成金交付要領)	13,291	○	森林課
6	3	2	森林整備奨励事業補助金	森林所有者の森林整備への意欲を増進させ、集約化された施業や経営計画の作成につなげる。	2人以上の山林所有者で構成する団体	(1) 林班内又は隣接する複数林班内で5ha以上の境界明確化と明確化した筆の測量を行う事業に要する経費 (2) 林班内又は隣接する複数林班内で5ha以上の伐捨間伐を行う事業に要する経費	◇補助額 境界明確化 35,000円/ha以内 測量 10,000円/ha以内 間伐 公益財団法人豊川水源基金の水源林対策事業助成金の伐捨間伐に関わる標準単価を実施面積にかけたもの。	有 (新城市森林整備奨励事業補助金)	2,000	○	森林課
7	1	2	信用保証料補助金	小規模企業等振興資金融資を受けた者に対し、その保証料を助成し、中小企業者の負担軽減を図り、中小企業の振興に資する。	市内の中小企業者で、小規模企業等振興資金のうち小口資金の融資を受けた者	小規模企業等振興資金融資に係る保証料	◇補助率 信用保証料の1/2以内 ◇補助限度額 10万円	有 (新城市信用保証料補助金交付要領)	1,700	○	商工・立地課
7	1	2	短期特別小口資金融資利子補給補助金	市内の中小規模の商工業者が必要とする短期資金の融通を円滑にする。	短期特別小口資金融資を受けた者	短期特別小口資金融資に係る利子相当額	◇補助額 利子相当額の1/2以内	有 (新城市短期特別小口資金融資に係る利子補給制度要領)	400	○	商工・立地課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
7	1	2	小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	市内の小規模事業者の経営の安定と発展を図る。	市内の小規模事業者で、小規模事業者経営改善資金融資を受けた者	小規模事業者経営改善資金融資に係る12か月分の利子相当額	◇補助額 利子相当額の1/2以内	有 (新城市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要領)	750	○	商工・立地課
7	1	2	企業立地奨励金	市内への企業立地の円滑な推進により、産業の振興及び市勢の進展を図る。	指定地区内に工場等を新設、増設又は移転し、基準年度に固定資産税の課税標準額が一定規模を超えたもので市長の認定を受けた者	前年度納付済みの固定資産税額	◇奨励金額 前年度納付済みの固定資産税相当額 ◇交付対象期間 立地のために土地を取得した事業者 ・家屋 5年度間 ・土地 5年度間 ・償却資産 1年度間	有 (新城市企業立地奨励条例)	4,513	×	商工・立地課
7	1	2	小規模事業経営支援事業補助金	商工会が実施する小規模事業者の振興と安定を図る事業を支援する。	新城市商工会	商工会が小規模事業者の振興と安定を目的として実施する経営改善普及事業に要する経費	◇補助額 商工会の経営改善普及事業費から県費を除いた金額の1/2以内	有 (新城市小規模事業経営支援事業費補助金交付要領)	15,140	○	商工・立地課
7	1	2	全国軽トラ市開催補助金	全国軽トラ市inしんしろ開催事業に要する経費を支援し、地域経済の活性化と広く全国に情報発信等を図る。	全国軽トラ市inしんしろ実行委員会	全国軽トラ市inしんしろ開催に要する経費	補助対象経費から県費補助金を差し引いた額の2分の1以内	有 (全国軽トラ市inしんしろ開催補助金交付要領)	1,200	○	商工・立地課
7	1	3	市観光協会補助金	観光誘客による地域振興の推進及び観光と地場産業との連携強化を図る。	新城市観光協会	観光客の誘客、観光イベントの開催及びパンフレットの更新等観光振興活動に要する経費	◇補助額及び補助率 予算の範囲内において補助対象経費から他の収入を控除した額の95%	有 (新城市観光協会補助金交付要綱)	25,199	○	観光課
7	1	3	全国さくらシンポジウムin奥三河実行委員会交付金	全国さくらシンポジウムin奥三河にかかる市交付金を支出し、新城市を含む奥三河の全国情報発信を展開する。	全国さくらシンポジウムin奥三河実行委員会	全国さくらシンポジウムin奥三河開催にかかる経費	◇交付額 予算の範囲内	無	400	○	観光課
8	4	1	中心市街地にぎわいのまちづくり活動補助金	中心市街地の活性化を図る。	10人以上の団体	中心市街地におけるまちづくり活動に要する経費 ①景観整備事業 ②まちづくり意識の高揚事業 ③まちづくりイベント活動 ④その他まちづくりの目的に即した事業	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市中心市街地にぎわいのまちづくり活動補助金交付要領)	200	○	都市計画課
8	4	1	都市緑化推進事業補助金	愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、市民及び事業者が行う優良な緑化事業に対し補助金を交付し、都市緑化の推進を図る。	優良な緑化事業を実行する市民及び事業者	◇緑の街並み推進事業 市街地等で行う屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・空地緑化・生垣設置 ◇市民参加緑づくり事業 市民団体等が公有地において市民参加により行う緑づくり事業	◇補助額 予算の範囲内（内容によって対象の有無、限度額あり）	有 (新城市都市緑化推進事業補助金交付要綱)	912	○	都市計画課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
8	4	3	住宅耐震化促進事業補助金	地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止する。	旧基準住宅の耐震性がないと診断された建物の所有者等	耐震補強計画に基づく耐震補強工事に要する経費	◇補助額 耐震補強計画、耐震補強工事に要する経費の全額 ◇補助限度額 1戸当たり120万円 ◇段階的補助限度額 1戸当たり60万円	有 (新城市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱)	26,086	○	都市計画課
						耐震シェルターの設置費に要する経費	◇補助額 耐震シェルター設置工事に要する経費の一部 ◇補助限度額 1戸当たり30万円	有 (新城市木造住宅耐震シェルターセットアップ費補助金交付要綱)			
						取壊し工事に要する経費	◇補助額 取壊し工事に要する経費の一部 ◇補助限度額 1戸当たり20万円	有 (新城市木造住宅取壊し工事費補助金交付要綱)			
						旧基準非木造住宅耐震診断に要する経費	◇補助額 補助対象経費の2/3以内 ◇補助限度額 1戸建て住宅 8万6千円 1戸建て住宅以外 100万円	有 (新城市非木造住宅耐震診断事業補助金交付要領)			
8	4	3	耐震関連地域経済活性化推進事業奨励金	地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため耐震化を促進する。	市の耐震化促進化事業において、耐震計画、耐震改修工事を行った市内業者	一律	◇奨励金の額 1改修事業において設計者に対し5万円。施工業者に対し5万円	有 (新城市耐震関連地域経済活性化推進事業奨励金交付要綱)	1,500	○	都市計画課
9	1	1	市少年女性防火委員会補助金	防火思想の普及啓発を図る。	市少年女性防火委員会	防火思想の普及啓発に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市少年女性防火委員会活動事業補助金交付要綱)	50	○	消防本部 予防課
9	1	2	消防団交付金	消防団活動を支援する。	市内消防団	消防団運営に要する経費	◇交付額 予算の範囲内	有 (新城市消防団活動助成事業交付金交付要領、新城市消防団活動助成事業出動割交付金交付要領)	9,979	○	消防本部 消防総務課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
9	1	2	県操法大会出場分団交付金	県大会出場に伴う訓練等を支援する。	愛知県消防操法大会出場の市内消防団の分団	県操法大会出場に伴う必要な活動経費	◇交付額 予算の範囲内	有 (操法大会開催事業交付金交付要領)	600	○	消防本部 消防総務課
9	1	3	防災活動補助金	地域住民の安全確保のために、地域の防災組織の育成強化と活性化を図り、防災活動団体の能力向上を推進する。	市内防災活動団体	自主防災会活動に要する経費 ①防災知識の普及啓発に係る経費 ②防災訓練の実施に係る経費 ③備蓄品整備に係る経費 ④その他必要な経費	◇補助額 ・補助率1/2以内 (孤立可能性集落該当地区は2/3) ・限度額1組織あたり30万円 (孤立可能性集落該当地区は1組織あたり40万円) ※地域自治区予算事業計画策定要綱に定める事業にあっては、上記補助残の1/2以内を上乗せする。上限15万円 (孤立可能性集落該当地区は上限10万円)	有 (新城市防災活動補助金交付要綱)	4,429 762 【地域自治区予算分】	○	防災安全課 市民自治推進課
9	1	3	自主防災組織防災訓練交付金	地域住民の安全確保のため、防災訓練を通じて自主防災組織の能力向上を推進する。	市内自主防災組織	防災訓練の実施に要する経費	◇交付額 ・均等割 1防災組織当たり9千円 ・世帯割 1世帯当たり70円	有 (新城市自主防災組織防災訓練交付金交付要綱)	2,399	○	防災安全課
10	1	3	中学生海外派遣補助金	国際理解教育を図るための派遣経費を支援する。	中学生海外派遣委員会	海外研修に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	2,370	○	学校教育課
10	1	3	私立高等学校等授業料補助金	私立高等学校に通学する者の保護者負担を軽減する。	私立高等学校に通学する者の保護者	私立高等学校等の授業料	◇補助額 愛知県による授業料補助年額の1/20	有 (新城市私立高等学校等授業料補助金交付要綱)	3,214	○	教育総務課
10	2	1	新城市小学校校歌制作事業補助金	学校統合に伴い小学校校歌制作事業を実施する団体に対して支援する。	学校統合に伴い小学校校歌制作事業を実施する地域住民、保護者又はその両者が中心となって組織する市が認める団体。ただし、統合する新城市立小学校の校区につき一団体とする。	小学校校歌制作事業に要する経費	◇補助額 交付対象経費の総額とする。ただし、一団体につき20万円を上限とする。	有 (新城市小学校校歌制作事業補助金交付要綱)	200	○	教育総務課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額(千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
10 10	2 3	1 1	通学費補助金	教育の機会均等を図るため、公共交通機関を利用する通学者の通学に要する交通経費を支援する。	各校PTA代表者 通学する者の保護者	通学児童生徒のうち、公共交通機関の通学定期券購入等に要する経費	◇補助額 ・通学定期券購入費の全額 ・公共交通機関を利用できない遠距離通学者に最大32,400円	有 (新城市通学費補助金交付要綱)	26,869	○	教育総務課
10	2	2	体育大会・芸術教室参加交付金	市体育大会、芸術教室参加のための輸送費を助成する。	小学校PTA代表者	市内小学校児童の市体育大会、芸術教室へ参加のための輸送に要する経費	◇交付額 予算の範囲内	無	2,062	○	学校教育課
10	3	2	体育大会・音楽会等派遣交付金	地方大会、県大会等への部活動に係る選手派遣費を助成する。	中学校PTA代表者	市内中学校生徒の地方大会、県大会等への選手派遣に要する経費	◇交付額 予算の範囲内	無	3,663	○	学校教育課
10	5	1	親子ふれあいひろば事業補助金	未就園児及びその保護者の交流を通じて、保護者間のネットワークづくりの推進を図る。	子育てを楽しむ会「このゆびとまれ」	未就園児とその保護者を対象とした「親子ふれあいひろば」事業に係る経費	◇補助額 予算の範囲内	無	200	○	こども未来課
10	5	1	公民館農業集落排水接続事業補助金	下水道の普及を促進するため、新城中央公民館分館が設置する下水道排水設備事業に要する費用の一部を補助する。	行政区	下水道排水設備事業に要する経費。	補助率 事業経費の3/4以内 補助限度額400,000円	有 (新城中央公民館分館下水道排水設備費補助金交付要綱)	708	×	生涯学習課
10	5	1	小中学校PTA連絡協議会活動事業補助金	市内のPTA活動を推進するとともに、小学校及び中学校の単位PTAが連携して、児童及び生徒の健全な育成を図る。	新城市小中学校PTA連絡協議会	PTA活動に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市社会教育団体活動事業補助金交付要領)	200	○	生涯学習課
10	5	1	子どもも会連絡協議会活動事業補助金	市内単位子ども会との連絡調整及び子ども会活動の活性化を図るとともに、子どもの健全育成に寄与する。	新城市子ども会連絡協議会	新城市子ども会活動に要する経費 ①市内子ども会との連絡調整 ②指導者・リーダー養成事業 ③交流事業等の開催 ④研修会の開催	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市社会教育団体活動事業補助金交付要領)	1,000	○	生涯学習課
10	5	1	単位子ども会活動事業補助金	地域に根ざした活動、リーダー研修等を通じて、地区内の子どもの健全育成に寄与する。	単位子ども会	単位子ども会活動に要する経費	◇補助額 1万円+小学生人数×100円	有 (新城市社会教育団体活動事業補助金交付要領)	400	○	生涯学習課
10	5	1	生涯学習活動費補助金	地区住民を対象に地域の特性を活かした生涯学習活動を推進する。	生涯学習推進員 (東新町地区はじめ76地区)	地区で実施する生涯学習活動に要する経費	◇補助額 ①行政区数割6万~8万円 ②世帯数割1世帯135円	有 (新城市社会教育団体活動事業補助金交付要領)	6,955	○	生涯学習課
10	5	3	設楽原決戦場まつり補助金	設楽原決戦場まつりの実施により地域の活性化を図る。	設楽原をまもる会	設楽原決戦場まつりの開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	有 (設楽原決戦場まつり補助金交付要領)	600	○	文化課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
10	5	2	作手古城まつり補助金	作手古城まつりの実施により地域の活性化を図る。	作手古城まつり実行委員会	作手古城まつりの開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	有 (作手古城まつり補助金交付要領)	400	○	文化課
10	5	2	文化協会補助金	市民の文化の高揚と会員相互の教養の向上を図る。	新城市文化協会	団体活動に要する経費 ①講演会 ②研修会 ③展示会 ④鑑賞 等の開催	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市文化協会補助金交付要領)	2,535	○	文化課
10	5	3	郷土研究会補助金	郷土の歴史を研究し、もって文化財の保護に寄与する。	新城市郷土研究会	郷土史等調査研究活動に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市郷土研究会補助金交付要領)	120	○	文化課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
10	5	3	文化財保存事業補助金	文化財の保護を図るため、文化財保護法、愛知県文化財保護条例、新城市文化財保護条例に基づいて、文化財の所有者、管理者が行う文化財保存事業の円滑化を図る。	所有者 保存団体 管理者	文化財の保存に要する経費 ①文化財の保存事業 ②文化財保存施設建設事業 (対象経費) 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費	◇補助率・補助額 ①保存事業 事業費の2/3以内 ただし、国県の補助対象事業は、国県の補助対象事業費から国県補助金額を控除した額の1/2以内 ②保存施設建設事業 事業費の1/2以内 ただし、国県の補助対象事業は、国県の補助対象事業費から国県補助金額を控除した額の1/2以内	有 (新城市文化財保存事業費補助金交付要領)	4,896	○	文化課
10	5	3	無形民俗文化財保存伝承補助金	無形民俗文化財等の保存伝承を図る。	国県市指定無形民俗文化財保存団体	無形民俗文化財等保存・伝承活動に要する経費	◇補助額 補助対象事業費の1/2以内	有 (新城市文化財保存事業費補助金交付要領)	1,200	○	文化課
10	6	1	市体育協会補助金	市民のスポーツ振興を図り、健康で明るいまちづくりに寄与する。	新城市体育協会	団体活動に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	3,100	○	スポーツ課
10	6	1	バスケットボール観戦券購入補助金	市内の少年バスケットボール団体に対し、普段機会の少ないプロによる試合の観戦を行う事により技術の習得と少年の夢を育む。	少年バスケットボール団体	P Jリーグの地元チームホーム試合観戦	年間シリーズ観戦チケット 半額補助	無	200	○	スポーツ課
10	6	1	スポーツ少年団補助金	スポーツを通じ、児童・生徒の心身の健全育成を図る。	各スポーツ少年団	団体活動に要する経費	◇補助額 ①団員割 1人当たり500円 ②種目割 1種目当たり15,000円 ③県登録加算 1団体当たり20,000円	有 (新城市スポーツ少年団等補助金交付要領)	500	○	スポーツ課
10	6	1	新城マラソン大会開催事業補助金	新城マラソン大会の開催を支援し、健康で明るいまちづくりに寄与する。	新城マラソン大会実行委員会	新城マラソン大会の開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	1,934	○	スポーツ課
合計		127事業							958,163		

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱）要領等の有無	H27予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									

◎介護保険事業特別会計

3	2	2	老人クラブ補助金	高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。	単位老人クラブ 老人クラブ連合会	高齢者の生きがいと健康づくりの活動に要する経費 ①単位老人クラブ事業 ②老人クラブ連合会事業	◇補助額 ①単位老人クラブ事業 県費補助単価×活動月数 (30人未満の小規模単位 老人クラブは、上記算定額 の2/3) ②老人クラブ連合会事業 連合会県費補助基準額に 会員県費補助単価に会員数 を乗じて得た額を加算した 額	有 (老人クラブ活動 等社会活動促進事 業補助金交付要 綱)	2,779	○	介護保険課
合計			1事業						2,779		

◎農業集落排水事業特別会計

1	1	1	排水設備資金融資斡旋利子補給金	環境衛生の向上に資する。	H25まで 排水設備資金融資を行う金融機関	排水設備を設置し、若しくはし尿 浄化槽を撤去し、又は汲み取り便 所を水洗便所に改造しようとする 者が金融機関から排水設備資金の 融資を受けた場合の償還利子額	◇助成額 償還利子のうちの利子に 相当する額 期間：借入時から5年間 ※利率は金融機関との契約 による。	有 (新城市排水設備 等資金の融資あつ せん及び利子補給 に関する規則)	1	○	下水道課
合計			1事業						1		

◎公共下水道事業特別会計

1	1	1	排水設備資金融資あつせん利子補給金	環境衛生の向上に資する。	H25まで 排水設備資金融資を行う金融機関	排水設備を設置し、若しくはし尿 浄化槽を撤去し、又は汲み取り便 所を水洗便所に改造しようとする 者が金融機関から排水設備資金の 融資を受けた場合の償還利子額	◇助成額 償還利子のうちの利子に 相当する額 期間：借入時から5年間 ※利率は金融機関との契約 による。	有 (新城市排水設備 等資金の融資あつ せん及び利子補給 に関する規則)	25	○	下水道課
合計			1事業						25		

◎宅地造成事業特別会計

1	1	1	長者平団地分譲地購入奨励金	若者定住と長者平団地宅地分譲地の販売促進を図る	平成24年4月1日以降に 長者平団地分譲地を購入し、住宅を建設し市 民となった時点で義務教育修了前の子供を養 育する家族か、奨励金の交付申請時点において夫または妻が35歳以下 の夫婦	平成24年4月1日以降に長者平団地 宅地分譲地を購入	1夫婦又は1家族につき1回 1,000,000円	有 (長者平団地分譲 地購入奨励金交付 要綱)	2,000	×	企画政策課
合計			1事業						2,000		